

○指定技能教育施設の内容変更

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定により、指定技能教育施設の内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十三日

岐阜県教育委員会

教育長 安

福

正

寿

一 指定技能教育施設の名称

学校法人西濃学園長瀬校

二 変更した内容

指定技能教育施設の名称

（変更前）学校法人西濃学園長瀬校

（変更後）学校法人西濃学園久瀬校

指定技能教育施設の所在地

（変更前）揖斐郡揖斐川町長瀬四二三番地一四

（変更後）揖斐郡揖斐川町西津汲四八一番地三